

白川園介護予防通所リハビリテーション運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人高洋会が開設する介護老人保健施設白川園（以下「施設」という。）が行う介護予防通所リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の理学療法士その他の従業者（以下「理学療法士等」という。）が、要支援状態にあり、かかりつけの医師（以下「主治医」）が介護予防通所リハビリテーションの必要を認めた高齢者に対し、適切な介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

(事業の運営方針)

第2条 施設の理学療法士等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 白川園通所リハビリテーション
- 2 所在地 沖縄県中頭郡北谷町字吉原263番地

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 当施設の従事者の職種、員数及び職務内容は次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- (1) 管理者 1人（兼務）
（管理者は、従業者の管理、指導を行う）
- (2) 医師 1人（兼務）
（医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。）
- (3) 理学療法士又は作業療法士 1名以上
（理学療法士又は作業療法士は、介護予防通所リハビリテーション利用者に対し、介護予防通所リハビリテーション計画の作成・変更を行うほか、機能訓練の実施に際し指導を行う。）
- (4) 介護職員 5名以上
（介護職員は、利用者の介護予防通所リハビリテーション計画に基づく介護を行う）
- (5) 事業の運営上特に必要と認めるときは、常勤職員又は非常勤職員を適宜おくことができる。

(営業日及び営業時間)

第5条 介護予防通所リハビリテーションの営業日及び営業時間は以下のとおりとする。

- (1) 12月31から1月2日までと天災その他緊急やむを得ず営業できない日を除き、毎週月曜日から金曜日までを営業日とする。
- (2) 営業日の午前8時30分から午後5時30分までを営業時間とする。

(介護予防通所リハビリテーションの内容)

第6条 介護予防通所リハビリテーションは、医師、理学療法士又は作業療法士等リハビリスタッフによって作成される介護予防通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーションを行う。

- 2 介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、入浴介助を実施する。
- 3 介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、食事を提供する。
- 4 介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。

(利用者負担の額)

第7条 利用者負担の額を以下とおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 保険給付外の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。

(利用定員)

第8条 通所リハビリテーションの利用定員は20人とする。(介護予防を含む)

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域を以下のとおりとする。

宜野湾市、沖縄市、北谷町、嘉手納町、読谷村

(非常災害対策)

第10条 非常時・災害時の対策としては建物を所有する介護老人保健施設白川園及び介護老人福祉施設陽明園と協力し避難・初期消火を実施する。又、予防として年2回の訓練に参加する。

(会計の区分)

第11条 指定通所リハビリテーションの事業所ごとに経理を区分するとともに、指定通所リハビリテーションの事業の会計とその他の事業の会計を区分する。

(記録の整備)

第12条 設備、備品、職員及び会計に関する諸記録を整備する。

2 利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供に関する諸記録を整備し、その完了の日から2年間保存するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。

2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応については、施設内に掲示する。

3 介護予防通所リハビリテーションに関連する政省令及び通知並びに本運営規定に定めのない運営に関する重要事項については、社会福祉法人高洋会の理事会において定めるものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第14条 介護予防通所リハビリテーション利用にあたっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・飲酒は禁止する。
- ・火気の取扱いは、職員の指示に従って行う。
- ・設備・備品の利用は、職員の指示に従って行う。
- ・必要以外の所持品・備品等は持ち込まない。
- ・金銭・貴重品の管理は本人で行う。
- ・介護予防通所リハビリテーション利用時の医療機関での受診は、本人負担とする。
- ・宗教活動は禁止する。
- ・ペットの持ち込みは禁止する。
- ・利用者の「営利行為、宗教勧誘、特定の政治活動」は禁止する。
- ・他の利用者への迷惑行為は禁止する。

(守秘義務)

第15条 施設職員に対して、職員である期間及び職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう指導教育を適時行う。

(職員の服務規律)

第16条 職員は、関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務にあたっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 入所者や通所者にたいしては、人格を尊重し懇切丁寧を旨とし、責任を持って接遇すること
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(衛生管理)

第17条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努める。

(身体拘束等)

第18条 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当事業所の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

(虐待の防止等)

第19条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(業務継続計画の策定等)

第20条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し介護予防通所リハビリテーションの提供を継続的に実施するために非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

附 則

この運営規程は、平成18年 4月 1日より施行する。

附 則

この運営規程は、平成21年 4月 1日より施行する。

附 則

この運営規程は、平成24年 4月 1日より施行する。

附 則

この運営規程は、平成26年12月30日より施行する。

附 則

この運営規程は、平成27年 4月 1日より施行する。

附 則

この運営規程は、平成27年 9月 1日より施行する。

附 則

この運営規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この運営規程は、平成 29 年 7 月 1 日より施行する。

附 則

この運営規程は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この運営規程は、令和 1 年 10 月 1 日より施行する。

附 則

この運営規程は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この運営規程は、令和 4 年 10 月 1 日より施行する。

附 則

この運営規程は、令和 5 年 11 月 1 日より施行する。

附 則

この運営規程は、令和 6 年 6 月 1 日より施行する。